

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告 示**
- 農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定により認可した件 四五六
  - 自動車専用道路を指定する件 四五六
  - 公有水面埋立てについて竣工を認可した件 四五六
- 公 告**
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつた件 四五六
  - 農用地保全施設等の管理規程を認可した件二件 四五六
  - 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 四五六
  - 落札者を決定した件 四五六

## 告 示

### 福島県告示第四百八十四号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十八年七月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

#### 一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者	氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける土地
小坂アグリ株式会社	伊達郡国見町新泉田二〇八	伊達郡国見町新泉田一七一ほか一筆	

農事組合法人 入方ファーム	白河市田島薊田二〇	白河市借宿神田五二一ほか九筆
佐藤牧場株式会社	西白河郡西郷村大字 鶴生字下原一八	西白河郡西郷村大字鶴生字追原二五六
金田 隆	西白河郡西郷村大字 鶴生字横道一六	西白河郡西郷村大字鶴生字追原二六七 ほか一筆
山内 健一	喜多方市慶徳町松舞 家字木曾ノ原七七一	喜多方市慶徳町豊岡字上江四五
権野 惣一	河沼郡会津坂下町大 字高寺字窪倉二八七	河沼郡会津坂下町大字高寺字坂ノ下一 一七二一ほか三十六筆
齋藤 文範	河沼郡会津坂下町大 字見明字村中一四五	河沼郡会津坂下町大字見明字中田一九 二ほか六筆
佐藤 武喜	河沼郡会津坂下町大 字長井字花畑二一八 四	河沼郡会津坂下町大字長井字新田東二 三二一ほか十筆
株式会社 ルス古川	河沼郡会津坂下町大 字字内字北中甲一八 〇七	河沼郡会津坂下町大字字内字山子乙六 九二ほか十筆
木村 行男	河沼郡会津坂下町大 字東原字館ノ内七五 一	河沼郡会津坂下町大字東原字赤沼四三 一ほか十一筆
株式会社 T. Farming	河沼郡会津坂下町大 字五香字館四三七	河沼郡会津坂下町大字五香字寺内一三 三ほか十二筆
有会社 んかい農耕	河沼郡会津坂下町大 字新開津字村内三〇	河沼郡会津坂下町大字福原字中田一七 四ほか十一筆

路線名	指定区	間指定年月日
有田線	河沼郡会津坂下町大字片門甲五〇	河沼郡会津坂下町大字片門字下ノ平四三―五ほか十四筆
五十嵐 義徳	河沼郡会津坂下町大字長井字横岩四六〇九―一二	河沼郡会津坂下町大字長井字横岩四六〇九―五四ほか十六筆
有田線	大沼郡昭和村大字下中津川字宮田二五四八	大沼郡昭和村大字松山字上新田六一―ほか二筆
有田線	大沼郡会津美里町鶴野辺字家ノ前甲六〇二	大沼郡会津美里町鶴野辺字松ノ目新田二四ほか十一筆
遠藤 美恵	南相馬市原町区金沢字水神崎一〇二	南相馬市一時利用地金沢北泉三ほか十八筆
株式会社アグリサービス そうま	南相馬市鹿島区鹿島字御前ノ内一五二	南相馬市一時利用地金沢北泉一三三ほか四十六筆
ごらくファーム 株式会社	南相馬市原町区金沢字西山五六	南相馬市一時利用地金沢北泉九ほか五十七筆

二 認可年月日

平成二十八年七月二十九日

(農業担い手課)

福島県告示第四百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十八条の二第二項の規定に基づき、自動車専用道路を次のように指定する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十八年七月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	指定区	間指定年月日
-----	-----	--------

県道上名倉飯坂伊 福島市大笹生字台田五番二地先から  
達線 同 市大笹生字大畑四番二地先まで  
平成二十八年七月二十九日

(道路計画課)

福島県告示第四百八十六号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二條第一項の規定により、公有水面埋立てについて、次のとおり竣功を認可した。

平成二十八年七月二十九日

(相馬港湾管理者 代表者)

福島県知事 内堀 雅 雄

一 竣功認可を受けた者の氏名及び住所又は名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名

名称 福島県

事務所の所在地 福島県福島市杉妻町二番十六号

代表者の氏名 福島県知事 内堀 雅 雄

二 竣功認可の年月日 平成二十八年七月二十二日

三 埋立区域の位置、区域及び面積 別添図面のとおり

四 免許の年月日及び番号 平成二十六年五月七日福島県指令河第百八十九号

五 公有水面埋立法第二十二條第三項の市町村 新地町

(「図面」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室港湾課、福島県相馬港湾建設事務所及び新地町企画振興課に備え置いて縦覧に供する。)

(港湾課)

公 告

公告第二百四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五條第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十八年七月二十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 申請のあった年月日 平成二十八年六月三十日
- 二 名称 特定非営利活動法人野馬土
- 三 代表者の氏名 三浦 広志
- 四 主たる事務所の所在地

五 定款に記載された目的

この法人は、福島県民に対して、放射能汚染による食品の安全性に対する不安や県民の健康に対する不安を最小限にとどめるための事業を行い、相馬地方をはじめとする福島県の地域及び農業復興に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十七条の二第一項の規定により、金沢調整池管理規程について、平成二十八年七月十九日次のとおり認可した。

平成二十八年七月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

一 管理規程を定めた者の名称  
郡山市東部土地改良区

二 管理規程の概要

- 1 貯水、放流又は取水に関する事項
  - (一) 調整池の満水位は標高三一〇・三メートルとし、低水位は標高二九二・三メートルとする。
  - (二) 調整池管理責任者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年四月一日から十月三十一日までのかんがい期間にあつては、調整池から受益地に必要な水量を取水するものとする。
  - (三) 調整池から放流を行う場合の放流量は、毎秒二・〇立方メートルをこえてはならない。
- 2 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項  
調整池管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具等を常に良好な状態で運用するために点検及び整備を行わなければならない。
- 3 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項  
調整池管理責任者は、干ばつのおそれがあるときは、取水に関する節水計画をたて、これにより取水を行うものとする。洪水のおそれがあり、洪水警戒体制を取ったときは、関係機関との連絡及び気象、水象に関する観測並びに情報の収集を密接に行うものとする。地震が発生したときは、速やかに堤体及び周辺施設の臨時点検を行い適切な措置を講ずるとともに関係機関に報告しなければならない。
- 4 調整池を操作するため必要な気象及び水象の観測に関する事項  
調整池管理責任者は、定期的に気象及び水象の観測並びに堆砂状況及び堤体の調査を行わなければならない。
- 5 その他施設の管理に関し必要な事項  
調整池管理責任者は、調整池管理日誌を備え、当該調整池の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

(農村計画課)

公告第二百六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十七条の二第一項の規定により、高柴調整池管理規程について、平成二十八年七月十九日次のとおり認可した。

平成二十八年七月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

一 管理規程を定めた者の名称  
郡山市東部土地改良区

二 管理規程の概要

- 1 貯水、放流又は取水に関する事項
  - (一) 調整池の満水位は標高三二七・四メートルとし、低水位は標高三一〇・〇メートルとする。
  - (二) 調整池管理責任者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年四月一日から十月三十一日までのかんがい期間にあつては、調整池から受益地に必要な水量を取水するものとする。
  - (三) 調整池から放流を行う場合の放流量は、毎秒〇・二立方メートルをこえてはならない。
- 2 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項  
調整池管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具等を常に良好な状態で運用するために点検及び整備を行わなければならない。
- 3 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項  
調整池管理責任者は、干ばつのおそれがあるときは、取水に関する節水計画をたて、これにより取水を行うものとする。洪水のおそれがあり、洪水警戒体制を取ったときは、関係機関との連絡及び気象、水象に関する観測並びに情報の収集を密接に行うものとする。地震が発生したときは、速やかに堤体及び周辺施設の臨時点検を行い適切な措置を講ずるとともに関係機関に報告しなければならない。
- 4 調整池を操作するため必要な気象及び水象の観測に関する事項  
調整池管理責任者は、定期的に気象及び水象の観測並びに堆砂状況及び堤体の調査を行わなければならない。
- 5 その他施設の管理に関し必要な事項  
調整池管理責任者は、調整池管理日誌を備え、当該調整池の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

(農村計画課)

公告第二百七号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、白河市から県南都市計画公園の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年七月二十九日

一 縦覧に供する図書  
二 縦覧に供する図書  
縦覧場所  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県南建設事務所企画管理部企画調査課  
(都市計画課)

福島県知事 内 堀 雅 雄

**公告第208号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年7月29日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
胃胸部併用デジタル検診車 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成28年6月27日
- 4 落札者の氏名及び住所  
東芝メディカルシステムズ株式会社 栃木県大田原市下石上1385番地
- 5 落札金額  
59,216,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成28年5月13日

(入札用度課)